

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区立小・中学校情報教育アドバイザー業務委託契約	5200251
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和7年4月1日	
契約金額	47,294,016円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社ストリートスマート (法人番号：5122001017428)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>荒川区立小・中学校情報教育アドバイザー業務委託契約</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 株式会社ストリートスマート 所在地 大阪府大阪市北区堂島一丁目1番5号 関電不動産梅田新道ビル3階 代表者 代表取締役 松林 大輔</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、ICT機器を利活用する児童・生徒の学力向上を図るため、情報教育アドバイザーを配置し、ICT機器を効果的に活用した授業支援、ICT教育推進教師の育成等を委託するものである。                  主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、                  本件は、令和5年度にプロポーザル方式による選定を行い、重点項目である「教員に対する研修提案力」、「業務への遂行意欲」、「業務の理解・提案」等が高く評価され、採用されたものである。                  令和6年度の履行状況は優良であり、区のICT環境に即した実践的支援や、現場でのトラブル等も迅速に全アドバイザーに共有される実施体制、学校現場や区のニーズにも応えながら事業に取り組む業務姿勢は高く評価されている。そのため、今後も区の方針、事業趣旨を理解した上で、効果的なICT教育推進教員の育成が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記事業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>